

監査公表第9号

「毒物及び劇物の適正な管理について」実施した行政監査結果の報告（平成25年3月4日24監総第991号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年9月6日

福岡県監査委員	小串 正伸
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	田中 正勝

25行経第743号  
平成25年7月25日

福岡県監査委員 小串 正伸 殿  
同 伊藤 龍峰 殿  
同 行正 晴實 殿  
同 田中 正勝 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年3月4日24監総第991号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

注意事項

対象部名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	毒物劇物の保管容器及び専用保管庫の転倒防止の措置がなされていなかった。	保管容器については、間仕切りのある収納ケースに入れ、ケースごと専用保管庫に収納し、転倒防止の措置を講じた。 また、専用保管庫については、保管庫が壁に隣接している場合は耐震ストッパーを使用し、保管庫が壁に隣接していない場合には転倒防止用の突っ張り棒を使用するとともに、保管庫の床面及び隣接する保管庫との固定には粘着ジェルを使用し、転倒防止の措置を講じた。